

特殊車両通行許可制度について

令和3年2月

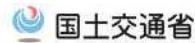
国土交通省 北海道開発局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



なぜ、道路を走るのに許可が必要なのか



道路を車で通るとき・・・

→ 普通乗用車(例：幅1.8m、長さ5m、高さ2m、重さ2t位)
なら、原則自由に通行できる ※工事や一方通行等を除く

しかし、

- ・重すぎると・・・橋や路面を傷めてしまう
- ・大きすぎると・・・他の車の通行を妨げてしまう
- ・しかし、どんな重さや大きさでも自由に走れる道路を作るのは不可能・・・

そのため道路法で、道路の設計上の車両重量・寸法や、
自由通行できる車両の重量・寸法の上限値を定めています

道路の構造と自由に通行できる重量・寸法の限度値



道路構造令：道路の設計上における、車両の重量や寸法

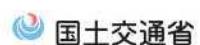
車両制限令：道路を自由に通行できる一般的制限値の上限

■道路構造令の設計車両の諸元と車両制限令の一般的制限値の主な比較

	道路構造令 第4条、第35条 道路の設計に係る車両諸元		車両制限令 第3条 一般的制限値(上限値)	
重さ	普通道路	25t	一般的制限値	20t 高速又は重さ指定道路 25t
長さ	普通自動車	12m	一般的制限値	12m
	セミトレーラ	16.5m	セミ・フルトレーラ	セミ 16.5m(高速) フル 18m(高速)
幅	普通自動車	2.5m	一般的制限値	2.5m
	セミトレーラ	2.5m		
高さ	普通自動車	3.8m	一般的制限値	3.8m 高さ指定道路 4.1m
	セミトレーラ	3.8m		
最小回転半径	普通自動車	12m	一般的制限値	12m
	セミトレーラ	12m		

2

限度って、どれくらい？



■車種毎の比較(参考)…自家用車と比べると、とても大きく重い

	一般的制限値	軽自動車	ワンボックスカー	バン型セミトレーラ(連結)
車両総重量	20t 重さ指定 25t	0.7t~1t程度	1.5~2.5t	空車時約15t(車両により差) →荷物を積むと、最大36t以上
幅	2.5m	1.48m	1.7~1.9m	2.5m
長さ	12m	3.4m	4.5~5.2m	16.5m(車両により差)
高さ	3.8m 高さ指定 4.1m	1.4~2.0m	1.6~2.2m	3.8m以内

(例) 道路を「自由に」通れるか?

①単車(寸法・総重量とも最高限度内)



※車両制限令第12条に基づく通行認定が必要な場合を除く

②単車(貨物含む総重量25tまで積める)



※ただし、車限令12条及び、総重量20tを超える場合は重さ指定道路に限る

③セミトレーラ(連結時全長12m超)・・・「自由には」通行できない



【重量物運搬用セミトレーラ(重セミ)】



【バン型セミトレーラ】

3

限度超過車両が道路に与える影響

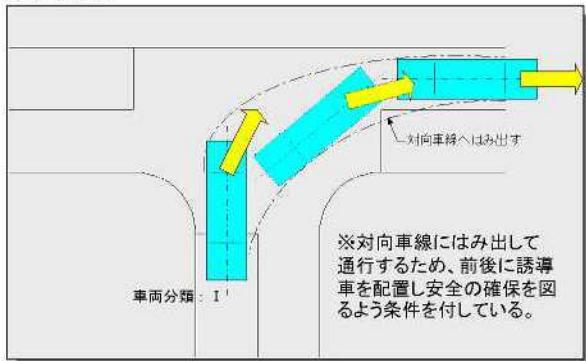


【橋梁・高架道路】



軸重20トンの車両が道路橋に与えるダメージは、軸重10トンの車両の約4,000倍に相当

【交差点部】

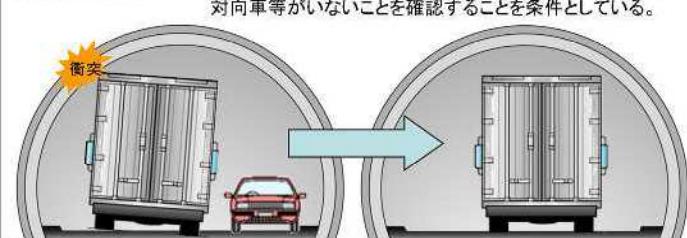


◆橋梁の損傷事例



橋梁のコンクリート床版の損傷事例
(国道4号白河橋)

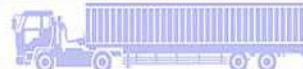
【トンネル部】



限度超過車両の通行は道路の劣化を進めるため、許可制度によることで、適正に道路を管理。

4

特殊車両の一例①



【ポールトレーラ】
江差港から上ノ国町・風力発電所現場まで
(プロペラ25m)

【幌枠型セミトレーラ】
苫小牧港から各倉庫まで(雑貨)



5

特殊車両の一例②



【90式戦車】

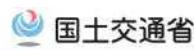
道内各地(主に千歳、別海付近)

※自衛隊車両は特車“許可”には該当しない



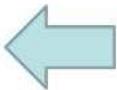
6

特殊車両通行許可の必要な道路とは . . .



道路法上の道路を通行する場合に、特殊車両通行許可が必要になります。

- ・一般国道
- ・道道
- ・市町村道
- ・高速自動車国道



一般的制限値を超える車両の
通行は禁止！
総重量20t・幅2.5m・高さ3.
.8m・長さ12mなどの数値を
どれかひとつでも超える車両

これらの道路以外の道については、「道路法」上の通行許可の対象
とはなりませんので、各管理者に確認願います。
(例 港湾道路、農道、私道など)

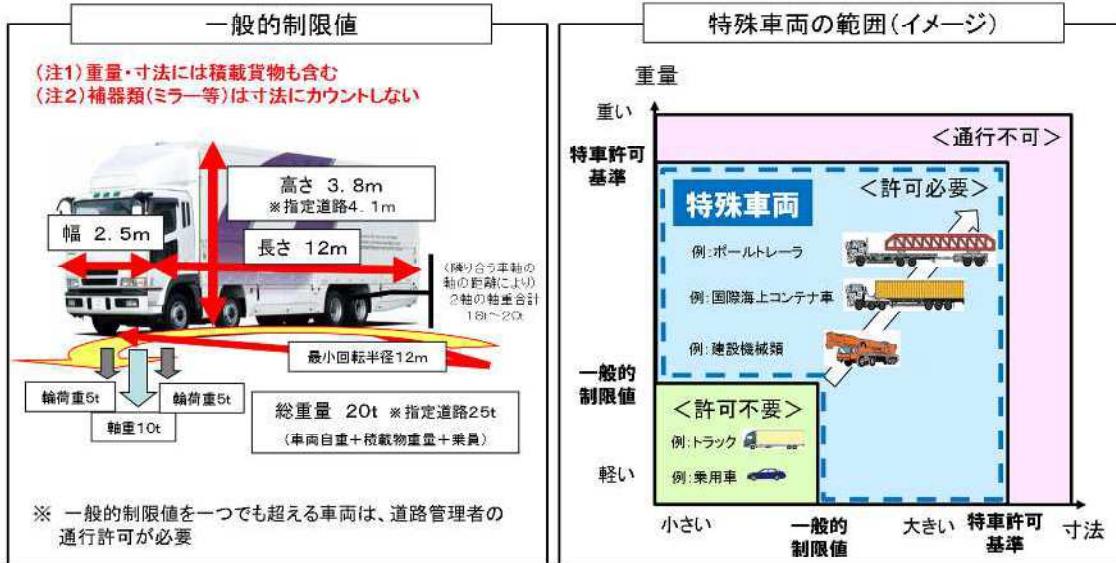
7

一般的制限値を超える車両は「特殊車両通行許可」



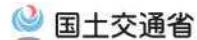
寸法や重量の車両諸元が、以下の一般的制限値(最高限度)のどれか一つでも超えるときは、「特殊車両」として許可申請が必要です

■道路法に基づく車両の最高限度(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)



8

どんな車両が「特殊車両」か？



貨物または車両が、一般的制限値以内に収められない「特殊性」が必要

『貨物が特殊』 荷物の分割が不可能

【国際海上コンテナ用セミトレーラ】



【重量物運搬用セミトレーラ(重セミ)】※低床タイプ



【ポールトレーラ】



【フラット型セミトレーラ】※ワイヤー等による固縛



農耕用トラクタも「車両の構造が特殊」なものに該当！

『車両の構造が特殊』 車の構造上、分割が不可能

■特例8車種①～⑧

【①バン型セミトレーラ】



【②タンク型セミトレーラ】



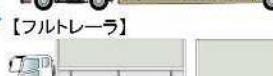
【③幌枠型セミトレーラ】



【④コンテナ用セミトレーラ】



【⑤自動車運搬用セミトレーラ】



【⑥あおり型セミトレーラ】



【⑦スタンション型セミトレーラ】



【⑧船底型セミトレーラ】タイプI



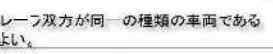
【⑧船底型セミトレーラ】タイプII



■単車



【クレーン】



※フルトレーラ連結車については、トラック及びトレーラ双方が同一の種類の車両である必要はなく、それぞれが①～⑧に該当すればよい。

9

許可申請は、特殊車両を通行させようとする者が、当該道路の道路管理者に申請。

■申請方法

- オンライン申請（国のみ。利用無料）
・現在、国への申請のほとんどがオンライン申請
- オフラインのシステムを利用したFD申請（電子申請書作成システム）
- 書面申請

■申請内容

- 車両の諸元
- 積載物の内容
- 通行経路
- 通行の日時 など

■申請の審査

申請書を受け付けた道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らして、通行の可否について審査を行う。

10

- ・出発地から目的地まで一つの道路管理者の道路を通行するときは、その管理者の窓口へ提出する。（国、都道府県、政令市及び各市町村、機構管理の高速道路等）
- ・申請経路が2以上の道路管理者にまたがるときは、いずれか一つの道路管理者窓口に申請して良い（道内は、国（札幌開建）、北海道（各建設管理部）、札幌市、NEXCO東日本株北海道支社がワンストップ対応可能。）
※札幌市以外の市町村は不可。
- ・道路法適用外の道路については、同法が適用されないため、それぞれの管理者へ問い合わせてもらう。（臨港道路、農業用道路、私有地など）

◆道路管理者（北海道内の道路の場合）

- ・国道 ……北海道開発局（窓口は札幌開発建設部のみ）
- ・道道 ……北海道（札幌市内のみ、札幌市）
- ・市町村道 ……各市町村
- ・高速道路 ……NEXCO東日本株北海道支社 ※本来道路管理者は国

申請窓口での審査において、他道路管理者の管理する道路情報が未収録の場合及び、収録済でも重量・寸法が大きすぎる（限度算定要領を超過する）場合は、他の道路管理者に申請書類一式を送付して通行可否を審査していただいております。

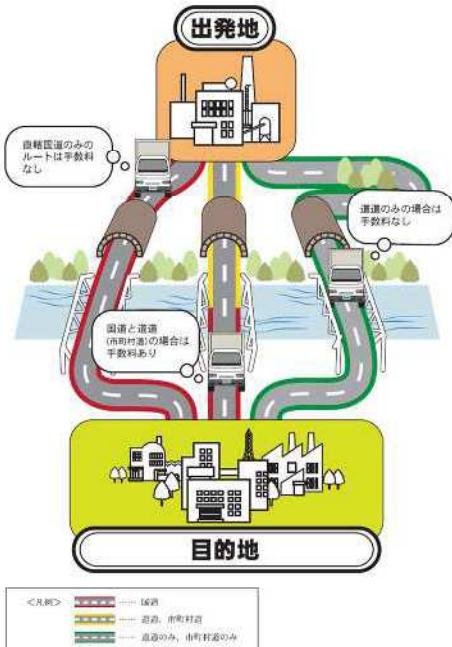
11

申請により手数料が発生する場合があります



- 通行経路が2以上の道路管理者に跨がるときは、道路管理者間の**協議に要する手数料**が必要となる。
- 手数料は、1経路200円。
- 申請車両台数(※) × (申請経路数) × 200円
- 片道は1経路(往復だと2経路)

(※)申請車両台数
トラックまたはトラクタの申請台数

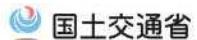


「手数料」は、「申請手数料」や「許可手数料」ではありません。
申請した結果、不許可となった場合も必要になります。

1経路が国道のみ、道道のみで完結する経路の場合は手数料は発生しません。
協議手数料は自治体の条例によって異なることがあります。

12

特殊車両の通行許可審査の概要

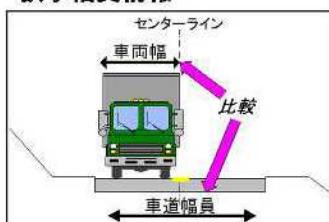


■ 特殊車両通行許可限度算定要領

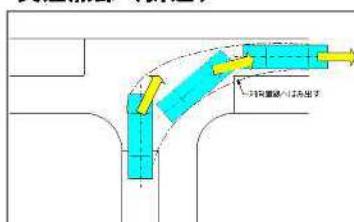
(「特殊車両通行許可限度算定要領について」
(昭和53年12月1日道交第99号及び道企第7号))

- 申請された車両に対して、道路管理者が通行条件(徐行、誘導車等)を付して通行を許可することができる車両の寸法及び重量を算定する。
- 具体的には、以下の通行障害箇所に対して算定を行う。

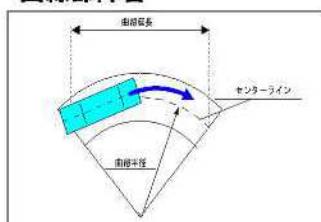
狭小幅員情報



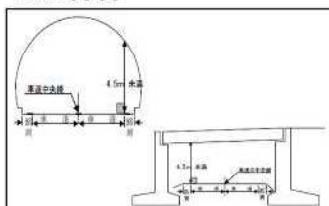
交差点部(折進)



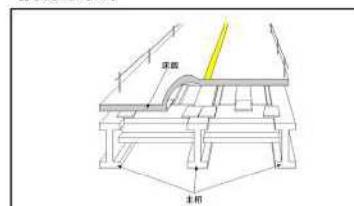
曲線部障害



上空障害



橋梁箇所



通行規制



13

通行許可に伴い条件や時間帯が付される場合があります

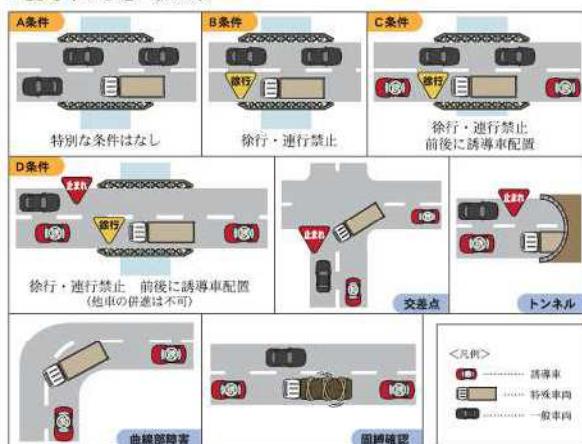


申請経路と車両の関係をトラクタ・トレーラをセットで審査し、通行に必要な条件（通行条件）や通行時間帯が付されます。

■通行条件（特殊車両通行許可限度算定要領）

区分 記号	内 容	
	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行等の特別の条件を付さない	徐行等の特別な条件を付さない
B	徐行及び運行禁止を条件とする	徐行を条件とする
C	徐行、運行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする	徐行及び当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する※
D	徐行、運行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他の者が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する※	

■誘導車の役割（同左）



※「運行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいう。

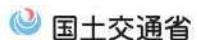
■通行時間（特殊車両の通行許可にかかる許可条件の通行時間帯指定基準）

- 重量 通行条件の区分が「D」 = 夜間通行（午後9時～午前6時）
- 寸法 幅についての通行条件の区分が「C」且つ、車両幅3メートル超 = 夜間通行（重量に同じ）
高さや長さについては、指定しない

※道路及び交通の状況から、この基準によることが不適当と認められる場合は、別途当該道路の道路管理者が個別に通行時間帯を指定し、又は指定しないことができるものとする。

14

許可期間



国における通行許可の期間は以下のとおりとなります。

区 分	通 期 間
① 農耕用トラクタ(②以外のもの)	2年以内
② 寸法又は重量が一定の基準を超える車両	1年以内

※上記②の寸法又は重量が一定の基準を超える車両とは・・・・

幅が3.5mを超えるなど高さや長さの寸法が大きい、総重量が重い車両の場合

15

違反車両への対応



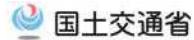
特殊車両の通行に関する違反行為は次のとおりです。

- ・無許可・・・許可を受けずに通行した場合
- ・無許可
(車両諸元違反) ・・・許可に係る車両諸元を超えて通行させている場合
(車両連結違反) ・・・許可に係るトラクタとトレーラの連結ではない車両を通行させている場合
- ・無許可
(通行経路違反) ・・・許可に係る通行経路以外の経路を通行させている場合
- ・通行条件違反 ・・・許可条件に違反して通行させている場合
- ・許可証不携帯 ・・・当該車両に許可証を備え付けずに通行させている場合

違反の内容、程度に応じて行政指導や行政処分、許可の取り消しや告発の対象となる場合もあります。

16

道路関係法令について【参考】



特殊車両通行許可に係る道路法のほか、道路交通法、道路運送車両法にも規定があります。

	道路法	道路交通法	道路運送車両法
長さ 高さ	 長さ：走行（連結・積載）状態で12m 高さ：積載状態で3.8m(高さ指定道路では4.1m)	 長さ：貨物のはみ出し長さ×0.1 高さ：積載状態で3.8m(高さ指定道路では4.1m)	 長さ：自動車単体で12m 高さ：自動車単体で3.8m
幅	 積載状態で2.5m	 はみだし不可(車体幅)	 自動車単体で2.5m 積載状態の規定なし
重量 (人 + 乗員 + 荷物)	 積載状態で20t (高速及び重き指定道路では最大25t) 軸重 積載状態で最大10t	総重量規定なし ただし、車検証の積載量を超えて積載してはならない (過積載) 軸重規定なし	 総重量(最大25t) 原則20t(ただし、自動車の構造に応じて最大25t) 軸重は10t

①道路法（道路管理者＝国など）
橋梁、トンネルなどの道路構造への影響を勘案して、車両の最高限度を定めている。

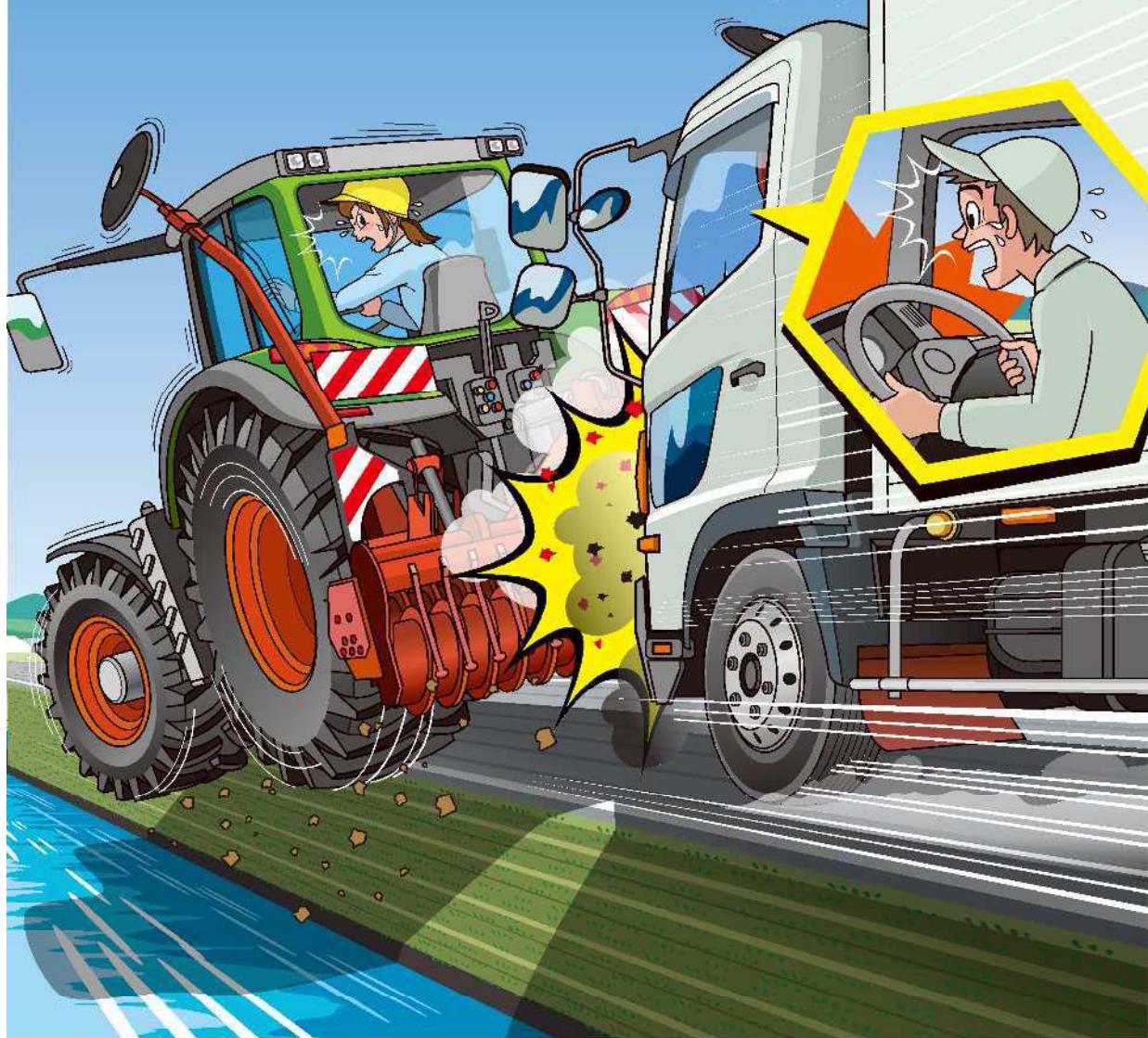
②道路交通法（所轄の警察署）
交通安全上の観点から規定を定めている。

③道路運送車両法（運輸局）
自動車本体における安全性の確保の観点から主に単体での規制を規定している。

【注意】
道路構造物との関係で通行可能な車両総重量が決まるため、必ずしも車検証の最大積載量まで積めるとは限らない

17

公道走行する農業機械の 接触・追突事故を防ごう!!



- ⚠ 基本動作の徹底を忘れずに!
- ⚠ 先入観にはとらわれない!
- ⚠ 危険に気付いたら速やかに改善!

リスク低減・現場改善
のヒントはこれらから
農作業事故事例サイト 検索

農研機構「農作業安全情報センター」
<https://www.naroaffrc.go.jp/orc/brain/anzenweb/chousado/chousadb.html>



マナー・マーク・保険

農作業安全「MMH」運動に みんなで取り組もう



マナー

トラクタ等運転は、 交通ルールと運転マナーを遵守しよう

- 運転には、道路走行に必要な運転免許、作業に必要な受講証・免許を取得し、交通ルールを守り安全運転に努めましょう。
- トラクタ等農耕作業用自動車の道路走行時には、一般自動車と路上で共存を図るために、保安装備を的確に付け、道をゆする・迂回路を使う・道路使用時間帯に配慮する等、一般交通の妨げにならないよう心掛けてください。また、道を汚さない等の運転マナーも遵守しましょう。



マーク

点検・整備の励行と低速車マーク・ 反射テープ等を取り付けよう

- 道路運送車両法上の小型特殊自動車（トラクタ等）は、自動車検査制度（車検）の義務が免除されていますが、整備不良は重大な事故を招く恐れがあるので、自主的な点検・整備を励行しましょう。
- 一般の自動車との速度差が大きくて追突事故につながる恐れがあるので、低速車マークや反射テープ等を取り付けましょう。また、保安灯火等が正常に機能することによって後続車が早く認知できる可能性が高まります。事故が起きないように早めの点灯や日々の点検などを心がけてください。



保険

労災保険と傷害共済・自動車共済等 任意保険へ加入しよう

- 農作業事故・交通事故が発生すると、受傷した本人ばかりか農家経営全体に重大な影響を及ぼします。万一の場合に備えて道路運送車両法上の小型特殊自動車（トラクタ等）は、労災保険や共済等任意保険に加入し、安心して農業経営に当たりましょう。



資料「家畜労働安全のすすめ」を活用しよう



ヒヤリ・ハット体験を共有し、危険を予測して対策を立てましょう!

- 日々の作業で「危なかった」「もう少しで骨折するところだった」などの「ヒヤリ・ハット体験」を共有し、二度と同じことが起らないように対策を考えましょう
- また、「危険を予測」して行動することで、事故のリスクを減らしましょう
- 危険の感じかたは人それぞれ異なります。農場で働くすべての人が「より安全に」働くことが何よりも大切です
- 資料の中に「対策トレーニングシート」も紹介していますので参考にしてください



(例) 写真の「牛の移動」で対策を検討すると、以下のようになります

第1段階 「事実をつかむ」	第2段階 「原因追究」	優先度合	第3段階 「対策を立てる」	第4段階 「行動」
「〇〇して△△になる」	「□□だからである」	印や番号を	これからはどうする？	出来たら〇を！
牛が暴れて引っ張られる	ロープを手に巻き付けて牛を移動させている	◎	①ロープは手に巻き付けない ②危ないと思ったら手を離す、逃げる	
牛が驚き足を踏まれる突き飛ばされる	無理やり移動させようとしている	◎	①大声を出さない ②帽子・安全靴・プロテクター(右写真)を着用する	
他の牛に押される	移動させる牛しか見ていない	○	2人以上で作業をする	



資料には、色々な対策や道具を紹介しています

積極的に取り入れて、より安全な作業環境を目指しましょう



After



病牛を起立させようと尾を引っ張った際、牛が急に動いた弾みで左足が滑り、バーンクリーナーに転落、左足を負傷(アキレス腱部分断裂)した。



牛の間に入る作業時、「人が入る側」に牛の頭を固定するようにした



大動物の保定時に使う「手甲ガード」



屋内外のはしごに巻き付ける「滑り止めテープ」

対策事例の一つ。農業者のアイデアをたくさん掲載しています。



資料はインターネットで入手できます。右のQRコードか「網走農業改良普及センター」で検索ください。

通常版とモバイル版(小サイズ)があります。

※資料 URL:<https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ss/nkc/index.html>



資料作成：網走農業改良普及センター地域課題解決チーム
協力：農研機構 農業機械研究部門機械化連携推進部機械化連携推進室、ホクレン訓子府実証農場及び協力をいただいた管内農業者の方々

知って
おきたい

乗用型農耕トラクタおよび 農耕作業用トレーラの法令区分!



道路交通法(警察庁)上の乗用型農耕トラクタの区分

区分		小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度		15km/h 以下	
車体の大きさ (直菱型の農作業機装着時はこれも含む)	全長	4.7m 以下	左記の条件を1つでも満たさないもの
	全幅	1.7m 以下	
	全高	2.0m 以下 (注1)	
運転免許		小型特殊自動車免許 普通自動車免許等の上位免許	大型特殊自動車免許

注1: ヘッドガード、安全キャブ、安全フレーム、その他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものは2.8m以下です。

道路運送車両法(国土交通省)上の乗用型農耕トラクタの区分

区分		小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度		35km/h 未満	35km/h 以上
車体の大きさ (直菱型の農作業機装着時はこれも含む)	全長	制限なし (注2)	制限なし (注2)
	全幅		
	全高		
車検		不要	必要
農作業機の装着による手続き		不要	必要 (注3)
該当する農作業機の例		ロータリ、ハロー、ブロードキャスター、ライムソア等	
自賠責保険		不可 (任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート		市町村役場で交付 (注4)	運輸支局で交付
地方税 (地方税法: 総務省)		軽自動車税	固定資産税

注2: 種別の区分に制限はありませんが、「道路運送車両の保安基準」の最大寸法は適用されます。

注3: 農作業機を装着した際に保安基準の緩和が必要な場合は、車検証の記載変更手続きが必要です。

注4: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所持する場合は市町村への申告が必要です。

道路運送車両法(国土交通省)上の農耕作業用トレーラ(被けん引自動車)の区分

区分		小型特殊自動車	大型特殊自動車
該当するトレーラの例		トレーラ、ロールベーラ、マニュアルブレッダ けん引式ブームスプレーヤ、バキュームカー等	
けん引時の最高速度		35km/h 未満 (注5)	35km/h 以上
車体の大きさ (トレーラのみ)	全長	制限なし (注6)	制限なし (注6)
	全幅		
	全高		
車検		不要	必要
自賠責保険		不可 (任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート		市町村役場で交付 (注7)	運輸支局で交付
地方税 (地方税法: 総務省)		軽自動車税	固定資産税
けん引免許 (道路交通法: 警察庁)		車両総重量が750kgを超える場合は必要	

注5: けん引する農耕トラクタ(大型特殊自動車)が、保安基準の緩和を受けて運行速度15km/h以下で走行する場合も含まれます。

注6: 種別の区分に制限はありませんが、「道路運送車両の保安基準」の最大寸法は適用されます。

注7: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所持する場合は市町村への申告が必要です。

北海道農作業安全運動推進本部

北海道 JA北海道中央会 JA北海道信連 ホクレン JA共済連 JA北海道厚生連 北海道NOSAI
北海道農業公社 北海道農業機械工業会 北海道クボタ 中セキ北海道 ヤンマー・アグリジャパン
三菱農機販売 日本ニューホランド エム・エス・ケー農業機械 北海道農機商業協同組合



北海道農作業安全運動推進本部ホームページ <https://agr-anzen.jimdo.com/>



労災保険

農業者のための 特別加入制度のしおり

農業者の方も労災保険に加入できます



労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方については特別に任意加入を認めています。これが、特別加入制度です。

農業者の場合には、次の3つの区分のいずれかに特別加入することができます。

労働者以外の方が作業中に事故に遭ったとしても、労災保険に特別加入していないければ、労災保険からの補償は行われないため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。



(1) 特定農作業従事者



(2) 指定農業機械作業従事者



(3) 中小事業主等

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 特別加入をすることのできる範囲

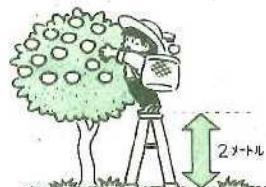
(1) 特定農作業従事者

特定農作業従事者とは、次の①～③の全てに該当する人をいいます。

- ①「年間の農業生産物(畜産及び養蚕に係るものを含む)の総販売額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」の規模(この基準を満たす地域営農集団などを含む)を有している。
- ②土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜(家きん及びみつばちを含む)・蚕の飼育の作業のいずれかを行う農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)である。
- ③次のアからオまでのいずれかの作業に従事する。



ア 動力により駆動する機械を使用する作業



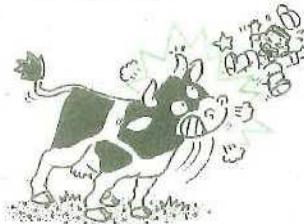
イ 高さが2メートル以上の箇所での作業



ウ サイロ、むろなどの酸素欠乏危険場所での作業



エ 農薬の散布作業



オ 牛、馬、豚に接触し、または接触するおそれのある作業

(2) 指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者とは、農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)であって、次の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う人をいいます。

- ① 動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ② 動力溝掘機
- ③ 自走式田植機
- ④ 自走式スピードプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
- ⑥ トラックその他の自走式運搬用機械

- ⑦ 次の定置式機械または携帯式機械
 - ・動力揚水機
 - ・動力草刈機
 - ・動力カッター
 - ・動力摘採機
 - ・動力脱穀機
 - ・動力剪枝機
 - ・チェーンソー
 - ・単軌条式運搬機
 - ・コンベヤー
- ⑧ 無人航空機
(農薬、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。)

(3) 中小事業主等

中小事業主等とは、農業の場合には常時300人以下の労働者を使用する事業主(事業主が法人の場合にはその代表者)および労働者以外でその事業に従事する人(特別加入ができる事業主の家族従事者など)をいいます。

なお、労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100日以上、労働者を使用することが見込まれる場合を含みます。

「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「中小事業主等」は重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入してください。

2 特別加入手続き

(1) 特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者として加入する場合の手続き

特別加入団体として承認されている団体（JA、県中央会等）に申し込んでください。加入手続きはその団体が行います。

※お近くのJA・県中央会が特別加入団体になっていない場合もありますので、まずは都道府県労働局または労働基準監督署にご確認ください。

加入手続きは、加入者の氏名、作業の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入した届出書を特別加入団体が所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」といいます。）を経由して都道府県労働局長（以下「労働局長」といいます。）に提出する必要があります。給付基礎日額については、5ページの4を参考にしてください。

また、(1)において新たに特別加入を希望する方については、特別加入団体において、原則として顔写真付きの身分証明書（顔写真付でない場合には、2点以上が必要）の提示を求めて本人確認を行い、その写しまたは番号を控えさせていただくため、あらかじめご準備をお願いします。

すでに特別加入している方で氏名や作業内容などに変更が生じた場合には、**変更届**を、特別加入団体から、監督署長を経由して労働局長に提出する必要があります。

(2) 中小事業主等として加入する場合の手続き

農業者の方が中小事業主等として特別加入するためには、

- ①雇用する労働者について労働保険関係が成立していること
 - ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
- の2つの要件を満たすことが必要です。

提出するもの： 特別加入申請書（中小事業主等）

提出先 : 監督署長を経由して労働局長

<加入の範囲>

原則：事業主本人のほか家族従事者など、労働者以外で業務に従事している人全員を包括して特別加入の申請を行う必要があります。

例外：病気療養中、高齢その他の事情により実態として事業に従事していない事業主は包括加入の対象から除くことができます。

申請手続を行う際は、加入者の氏名、業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを「特別加入申請書」に記入し、労働保険事務組合を通じて監督署長を経由して労働局長の承認を得ることが必要になります。（給付基礎日額については、5ページの4を参考にしてください）

すでに特別加入を承認されている方で氏名や業務内容などに変更が生じた場合には、労働保険事務組合から「特別加入に関する変更届」を監督署長を経由して労働局長に提出する必要があります。

加入日、変更日は、所轄の労働基準監督署に書類を提出した翌日以降30日以内の、希望する日となります。

3 换算の対象となる範囲

(1) 業務災害

業務災害については、以下の項目に該当する場合に保険給付が行われます。

① 特定農作業従事者

農業者が、農作業場で行う耕作などの作業（「土地の耕作や開墾」、「植物の栽培や採取」、「家畜（家きんやみつばちを含む）や蚕の飼育の作業」）のうち、次の(ア)～(オ)のいずれかに当たる作業を行う場合（その作業に直接附帯する行為を含む）

- (ア) 農作業場で動力により駆動する機械を使用して行う作業
- (イ) 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において行う作業
- (ウ) 農作業場の酸素欠乏危険場所で行う作業
- (エ) 農作業場で農薬を散布する作業
- (オ) 農作業場で牛・馬・豚に接触し、または接触するおそれのある作業

（ご注意）養鶏や養蜂などで(ア)～(オ)の作業を伴わない場合は、負傷等（みつばちに刺される等）が生じても保険給付は行われません。

② 指定農業機械作業従事者

ア 農業者が、農作業場において指定農業機械（2ページ参照）を使用して行う作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 農業者が指定農業機械を農作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などから農作業場へ運搬する作業を含む）およびこれに直接附帯する行為を行う場合

③ 中小事業主等

ア 特別加入申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入した事業のためにする行為、およびこれに直接附帯する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）

イ 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合

ウ アまたはイに前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合

エ ア、イ、ウの就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合

オ 事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合

カ 通勤途上で次に掲げる場合

（ア）労働者の通勤用に、事業主の提供する交通機関の利用中

（イ）突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上

キ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

(2) 複数業務要因災害

事業主が同一でない二以上の事業における業務を要因とする傷病等が発生した場合であって、要件を満たしていれば、労働者と同様に保険給付が行われます。

※詳細については、厚生労働省のホームページに掲載しています。

「複数事業労働者への労災保険給付 わかりやすい解説」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>

QRコードはこちら⇒

(3) 通勤災害

① 特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者の場合

通勤災害は補償の対象となっていません。ただし、農作業のため農業用トラクター・コンバインなどに乗って車庫から農作業場へ向かう途中で負傷した場合は業務災害として補償対象になります。

② 中小事業主等の場合

一般的の労働者と同様に補償されます。

具体的には、就業に関し、合理的な経路および方法で①～③の移動中に災害が起きた場合に補償対象となります。

- ①住居と農作業場との間の往復
- ②就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③赴任先住居と帰省先住居との間の移動

なお、合理的な経路を逸脱・中断した後に災害が起きた場合には、通勤災害と認められません。例外として、その逸脱・中断が日用品の購入など日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により最小限度で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は通勤と認められます。

4 給付基礎日額・保険料

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）等給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業（補償）等給付などの給付額も少くなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。

給付基礎日額を変更したい場合は、事前（3月2日～3月31日）に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって、翌年度より変更することができます。

また、労働保険の年度更新期間中にも当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、災害発生前に申請することが前提になります。給付基礎日額の変更申請前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額変更は認められませんので、給付基礎日額の変更を検討されている方は、事前の手続きをお勧めします。

表1 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料 算定基礎額 B=A×365日	年間保険料		
		特定農作業従事者 B×9/1000	指定農業機械作業従事者 B×3/1000	中小事業主等 B×13/1000
25,000円	9,125,000円	82,125円	27,375円	118,625円
24,000円	8,760,000円	78,840円	26,280円	113,880円
22,000円	8,030,000円	72,270円	24,090円	104,390円
20,000円	7,300,000円	65,700円	21,900円	94,900円
18,000円	6,570,000円	59,130円	19,710円	85,410円
16,000円	5,840,000円	52,560円	17,520円	75,920円
14,000円	5,110,000円	45,990円	15,330円	66,430円
12,000円	4,380,000円	39,420円	13,140円	56,940円
10,000円	3,650,000円	32,850円	10,950円	47,450円
9,000円	3,285,000円	29,565円	9,855円	42,705円
8,000円	2,920,000円	26,280円	8,760円	37,960円
7,000円	2,555,000円	22,995円	7,665円	33,215円
6,000円	2,190,000円	19,710円	6,570円	28,470円
5,000円	1,825,000円	16,425円	5,475円	23,725円
4,000円	1,460,000円	13,140円	4,380円	18,980円
3,500円	1,277,500円	11,493円	3,831円	16,601円

（注）特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

5 納付の種類

特別加入者に対する保険納付の種類については、表2のとおりです。

なお、被災した場合に労災保険より給付される額については、右欄に具体的な例（給付基礎日額が1万円の場合に給付される額）を記載していますので、それぞれ特別加入時に承認された給付基礎日額に置き換えて算出してください。

表2 納付一覧表

保険納付の種類 (注1)	支 給 事 由	給 付 内 容	特 別 支 給 金	具 体 的 な 例 (給 付 基 礎 日 額 10,000 円 の 場 合)
・療養補償給付 ・複数事業労働者 療養給付 ・療養給付	業務／複数事業の業務／通勤による傷病について、病院等で治療する場合	必要な治療が無料で受けられます。 (注2)	特別支給金はありません。	(給付基礎日額とは関係なく) 必要な治療が無料で受けられます。
・休業補償給付 ・複数事業労働者 休業給付 ・休業給付	業務／複数事業の業務／通勤による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合 (注3)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。	(20日間休業の場合) ①休業(補償)等給付 1万円×60%×(20日-3日)=10万2千円 ②休業特別支給金 1万円×20%×(20日-3日)=3万4千円
・障害補償給付 ・複数事業労働者 障害給付 ・障害給付	〔障害(補償)等年金〕 業務／複数事業の業務／通勤による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 〔障害(補償)等一時金〕 業務／複数事業の業務／通勤による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	障害(補償)等年金の場合、第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。 障害(補償)等一時金の場合、第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金は、第1級342万円～第14級8万円が一時金として支給されます。	(第1級の場合) ①障害(補償)等年金 1万円×313=313万円 ②障害特別支給金(一時金) 342万円
・遺族補償給付 ・複数事業労働者 遺族給付 ・遺族給付	〔遺族(補償)等年金〕 業務／複数事業の業務／通勤により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じて異なります) 〔遺族(補償)等一時金〕 (a) 遺族(補償)等年金の受給資格をもつ遺族がない場合 (b) 遺族(補償)等年金を受けている方が失職し、かつ前に遺族(補償)等年金の受給資格をもつ方がいない場合において、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合	遺族の人数が1人の場合、給付基礎日額の153日分または175日分が支給されます。(注4) 2人の場合201日分、3人の場合223日分、4人以上の場合245日分が支給されます。 遺族(補償)等一時金の場合で左欄の(a)の場合には給付基礎日額の1000日分が支給されます。(b)の場合には給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。	遺族特別支給金は遺族の人数にかかわらず、300万円が一時金として支給されます。	[遺族(補償)等年金]で遺族が4人の場合 ①遺族(補償)等年金 1万円×245日=245万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円 [遺族(補償)等一時金支給事由(a)で遺族が4人の場合] ①遺族(補償)等一時金 1万円×1000=1000万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円
・葬祭料 ・複数事業労働者 葬祭給付 ・葬祭給付	業務／複数事業の業務／通勤により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。	①31万5千円+(1万円×30日)=61万5千円 ②1万円×60日=60万円 よって高い額の①が支払われます。
・傷病補償年金 ・複数事業労働者 傷病年金 ・傷病年金	業務／複数事業の業務／通勤による傷病が癒炎開始後1年6ヶ月を経過した日に(ア)傷病が治っていないこと(イ)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合、または同日以後にも該当することになった場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金は第1級は114万円、第2級は107万円、第3級は100万円が一時金として支給されます。	(第1級に該当する場合) ①傷病(補償)等年金 1万円×313日=313万円 ②傷病特別支給金(一時金) 114万円
・介護補償給付 ・複数事業労働者 介護給付 ・介護給付	業務／複数事業の業務／通勤により、障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金を受給している方のうち一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	(常時介護の場合)介護の費用として支出した額(166,950円[171,650円]を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合は支給されません。 (毎時介護の場合)介護の費用として支出した額(83,480円[85,780円]を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合は支給されません。 (注5) 表中の金額は、令和3年3月1日現在のものです。〔 〕の額は令和3年4月1日改正予定額です。		

(注1) 「保険納付の種類」欄の上段は業務災害、中段は複数事業要因災害、下段は通勤災害に対して支給される保険納付の名称です。

(注2) 原則、給付の範囲は健康保険に準拠しています。

(注3) 休業(補償)等給付については、特別加入者の場合、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要となっています。全部労働不能とは、人院中または自宅就寝加療中もしくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業ができない状態をいいます。

(注4) 遺族(補償)等年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

(注5) 表中の金額は、令和3年3月1日現在のものです。〔 〕の額は令和3年4月1日改正予定額です。

質問 コーナー

Q&A

〔農業従事者への労災保険の適用について〕

〔質問〕

私は個人で農業を営んでおり、労災保険に特別加入していますが、最近になって労働者を雇うようになりました。労働者が5人未満の事業の場合は、労災保険に加入しなくてもよいのですか。

農業の場合、労働者に係わる労災保険の強制加入と任意加入の区分は以下のとおりです。

〔回答〕

	労働者：常時5人以上	労働者：常時5人未満
法人の事業	強制加入	強制加入
個人の事業	強制加入	原則として任意加入※

※任意加入の事業場でも労働者の過半数が希望する場合や事業主が特別加入する場合は強制加入となります。

ご質問のケースでは、事業主が特別加入しているため、労働者を1人でも雇った時点で労災保険に加入する必要があります。

〔加入時健康診断について〕

〔質問〕

特別加入申請時に健康診断が必要な場合があると聞きましたが、どのような時に必要となりますか。

〔回答〕

特別加入の前に、特定業務に一定期間従事し、特別加入後もその業務を行う場合は、健康診断が必要となります。

たとえば、振動工具（草刈機等）を使用する業務に通常1年以上従事し、特別加入後も同じように振動工具を使用する業務に従事する場合が該当します。

この健康診断結果により、

①症状や障害の程度が一般的に療養に専念しなければならないと認められる場合

→特別加入することはできません。

②症状や障害の程度が特定業務からの転換が必要と認められる場合

→特定業務を除く業務に限り特別加入できます。

〔軽トラック点検・整備中の災害について〕

〔質問〕

私は、農業者で特定農作業従事者として特別加入しています。毎日自宅から畑まで、軽トラックで往復しているのですが、先日軽トラックが故障し、点検・整備を行っている最中に負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けることができるでしょうか。なお、私は、軽トラックで収穫した野菜や資材などを運搬しています。

〔回答〕

農作業場で行う耕作等の作業のため、自宅から作業場までの間、軽トラックを使って農産物や農業に使う資材などを運ぶ行為は、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たります。また、上記作業に伴う軽トラックの点検・修理についても、農業者によって日常行う程度のものであれば、土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たりますので、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔急な斜面での作業中の災害について〕

〔質問〕

私はみかん畑で働く農業者で特定農作業従事者として特別加入していますが、勾配が40～45度位になっている段のある畑で、下の段から2メートル以上の場所で作業を行っているときに転落して負傷しました。このような場合にも労災保険による給付を受けることができるでしょうか。

〔回答〕

このみかん畑は勾配が40度以上の急な斜面であり、高さが2メートル以上の箇所で作業していることから、この負傷は業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

Q&A

[集荷作業中や、出荷・販売作業中の災害について]

(質問)

私は農業者で特定農作業従事者として特別加入していますが、集荷した野菜を農協の集荷施設までトラックで運搬している最中に事故を起こし負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けられるでしょうか。また、農産物を市場等までトラック等で出荷する出荷作業、出荷した農産物を出荷先で販売する販売作業といった作業中の災害の場合には、労災保険の適用はどうなるのでしょうか。

(回答)

農産物を共同集荷施設までトラックなどで運ぶ作業の場合は、集荷作業となり、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たることから、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

また、平成30年4月1日以降に発生した災害については、箱詰めされるなどすでに商品化された農産物を出荷施設まで運ぶ「出荷作業」や、出荷作業後に行われる「販売作業」についても、集荷作業同様、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たるものとして扱い、それらの作業中の災害については、業務災害として労災保険による給付を受けることができるようになりました。

例えば、出荷のために直売所へ向かい、出荷を行った者がそのままその直売所で販売を行い、農作業場へ戻るという一連の行為は直接附帯する行為に該当します。なお、この取扱いは指定農業機械作業従事者が指定農業機械を用いて当該行為を行う場合についても同様となります。

[ライスセンターでの作業中の事故について]

(質問)

私は特定農作業従事者として特別加入していますが、ライスセンターで収穫した米を乾燥させている作業中に負傷してしまいました。この場合でも労災保険による給付は受けられるのでしょうか。

(回答)

米は刈り取ったまゝでは通常出荷せず、乾燥などの作業が必要です。この場合の乾燥は天日によるものだけではなく、機械による場合でも同様に考えられ、収穫した米をライスセンターで乾燥させる作業は植物の栽培等の作業に含まれることになります。したがって、ライスセンターは農作業場に当たりますので、動力により駆動される機械を使用して作業中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

[特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者の通勤災害について]

(質問)

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者の場合、通勤災害について労災保険の適用がないと聞きましたが、自宅の車庫から軽トラックを農作業場まで運転中に負傷した場合にも、労災保険の適用がないのですか。

(回答)

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者については、通勤災害の適用はありませんが、自宅と農作業場との間をトラックなどの運搬機械を用いて往復している場合は、業務災害として保護されます。

特定農作業従事者については、農産物や農作業のための資材などを運ぶために自宅の車庫から農作業場まで軽トラックを運転する行為は、耕作などの作業に直接附帯する行為に当たるため、通勤災害ではなく、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。また、指定農業機械作業従事者についても、軽トラックに乗って自宅の車庫から農作業場まで向かう途中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

[集落営農集団について]

(質問)

私は、りんご農家であり、高さ2メートル以上の高所で作業しています。先日、集落営農組合に所属しましたが、個人としては、経営耕地面積は1ヘクタール、年間の農業生産物の総販売額が200万円しかありません。この場合、特別加入することはできるのでしょうか。

(回答)

個々の農家の規模が小さくても、所属している集落営農集団において、農業生産物総販売額が300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上であれば、各構成農家も規模の要件を満たすものとして特別加入することができます。

詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

R3.3



踏切でのトラブル対処法

冬は滑りやすく特に危険！早めのブレーキとスピードダウンで

もし踏切で閉じこめられたら、そのまま車を進めて脱出してください

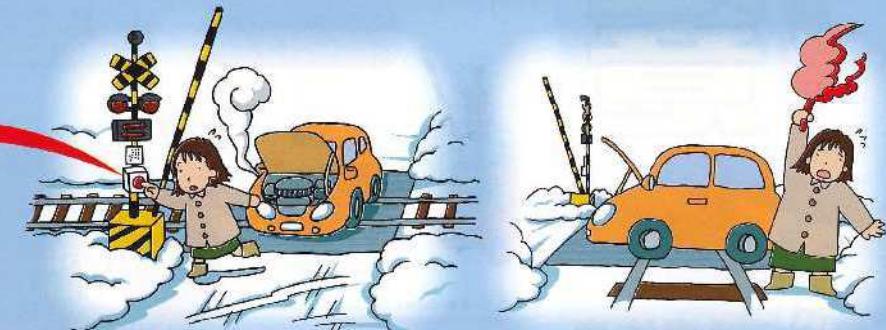


しゃ断ポールは
折れずに斜めにあがります。
すぐに脱出してください。

しゃ断ポールが
降りきってから、
約15秒で列車が来ます。



もし踏切で車が動かなくなったら、
非常ボタンか発炎筒で列車を止める手配をしてください。



踏切を列車が
通過するときの
メカニズム



列車が
来るまで

急ブレーキをかけてから
列車が完全に停止するまで約600m



警報機が鳴り始めてから………約30秒後
しゃ断ポールが降りきってから………約15秒後
警報機が鳴り、しゃ断ポールが降り始めた時に
踏切内にトラブルが発生すれば、
残された時間は極めて短いのです。

北海道運輸局・北海道・北海道警察・JR北海道・JR貨物・
バス協会・ハイヤー協会・トラック協会・自家用自動車協会

毎月23日は「踏切の日」

なくそう踏切事故

—踏切事故を防ぐための4つの注意—



踏切でのトラブル対処法



もしも 踏切で閉じこめられたら。

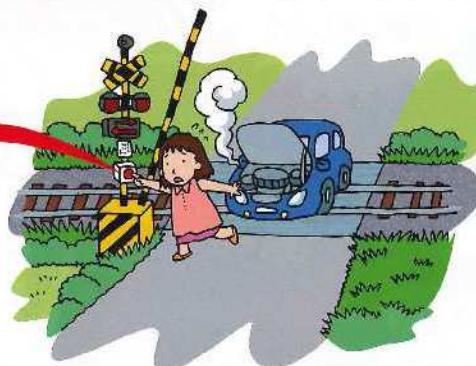


あわてず車を
そのまま前進させましょう

車でそのままポールを
押して脱出してください



もしも 踏切で車が動かなくなったら。



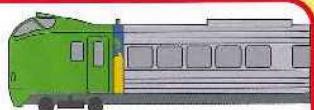
すぐに非常ボタンか発炎筒で列車を止める手配をしてください。

踏切を列車が
通過するときの
メカニズム

毎月23日は「踏切の日」



急ブレーキをかけてから
列車が完全に停止するまで約800m



列車が
来るまで 警報機が鳴り始めてから…… 約30秒後
しゃ断ボールが降りきってから…… 約15秒後

警報機が鳴り、しゃ断ボールが降り始めた時に
踏切内でトラブルが発生すれば、
残された時間は極めて短いのです。

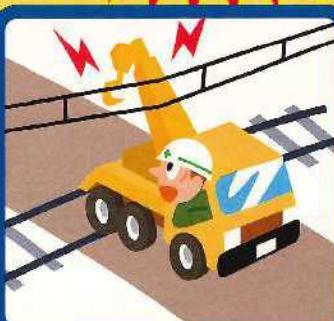
架線やケーブルに要注意！

踏切での高さ制限を 確実に守りましょう。

架線
2万ボルト
危険！

高さ制限は4.5m

架線や通信ケーブル等に触れたり切断したりすると、
感電や大事故につながります。
場合によっては死亡事故にもなりかねないので、
高さ制限4.5mを確実に守って横断してください。



クレーン車のブームやダンプの荷台の下げ忘れ、荷台積載物の
高さ制限オーバーなどで踏切に入ると感電や大事故の恐れがあります。

運転を開始する前に
必ずチェック！



通行車両の高さは
4.5m以下であること

JR北海道

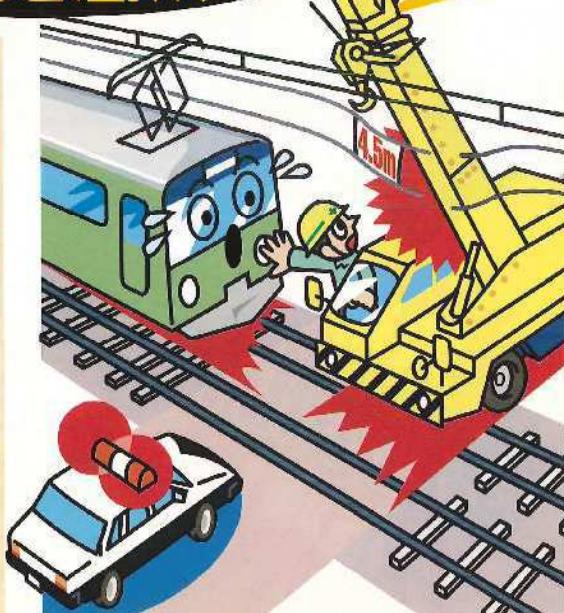
架線2万ボルトへの接触に要注意!!

触れると危険!

万一事故を起こしたら
損害額も
莫大になります。

事故例 1 踏切通行車両が上下線の電車線をひっかけ切断

日 時	平成8年12月22日
場 所	滝川南2丁目踏切(滝川駅~砂川駅間)
運休本数	26本(旅客列車26本)
遅延本数	7本(旅客列車5本・貨物列車2本)
損害額	賠償額 18,044,000円
影響	乗客4,000人の足に影響し、6時間40分の不通となる。



事故例 2 踏切通行車両が上下線の電車線をひっかけ切断

日 時	平成10年11月7日
場 所	滝川7丁目踏切(滝川駅~江部乙駅間)
運休本数	25本(旅客列車25本)
遅延本数	10本(旅客列車7本・貨物列車3本)
損害額	賠償額 9,950,000円
影響	乗客4,100人の足に影響し、4時間30分の不通となる。

架線の切断等や踏切事故を起こすと
道路交通法や刑法の違反となり罰せられます。

刑法129条 (過失往来危険)

30万円以下の罰金

刑法261条 (器物損壊等)

3年以下の懲役または
30万円以下の罰金

道路交通法33条 (踏切の通行)

- ・踏切不停止等
- ・しゃ断踏切立入り
- 点数、反則金が科せられます。

道路交通法57条 (乗車または積載の制限等)

6ヶ月以下の懲役または
10万円以下の罰金

このほか、刑法221条(業務上過失致死傷等)が適用される場合があります。

風(たこ)やビニール類が
電車を止める!



風やビニール袋などが電線にひっかかったら、竹ざおなどで取らないでください。お近くの駅に連絡してください。電線には強い電流が流れているのでたいへん危険です。

あ
が
か
な
ま
い
い



よい子の
やくそく

せんろには入らない

北海道運輸局・北海道警察・北海道教育委員会・JR北海道

